

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)
第5条第3項の規定により、大阪府立高等学校空調設備更新PFI事業に関する実施方針について
公表する。

2018(平成30)年3月15日

大阪府知事 松井 一郎

大阪府立高等学校空調設備更新 P F I 事業

実施方針

平成 30 年 3 月 15 日

大阪府

目 次

第 1	特定事業の選定に関する事項	1
1.	事業内容に関する事項	1
2.	特定事業の選定に関する事項	4
第 2	事業者の募集及び選定に関する事項	5
1.	事業者選定に関する基本的な考え方	5
2.	選定の手順及びスケジュール（予定）	5
3.	事業者の募集及び選定手続き等	5
4.	入札参加者の構成等	7
5.	入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
6.	事業提案の審査に関する事項	12
7.	落札者決定後の手続き	12
8.	提案審査書類の取扱い	13
9.	特別目的会社の設立等	13
第 3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
1.	リスク分担の方法等	14
2.	業務品質の確保	14
第 4	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16
1.	疑義対応	16
2.	紛争処理機関	16
第 5	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	17
1.	本事業の継続に関する基本的な考え方	17
2.	継続が困難となった場合の措置	17
3.	融資機関又は融資団と府との協議	18
第 6	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
1.	法制上及び税制上の措置	19
2.	財政上及び金融上の支援	19
第 7	その他、特定事業の実施に関し必要な事項	20
1.	議会の議決	20
2.	情報提供	20
3.	本事業において使用する言語、通貨単位等	20
4.	入札参加に伴う費用負担	20
5.	実施方針等に関する問い合わせ先	20

- 別紙 1 本事業の対象校一覧
- 別紙 2 リスク分担表（案）
- 別紙 3 参考図書の貸与について
- 別紙 4 第 1 回現地見学会の実施要領及び留意事項

- 様式 1 実施方針等に関する質問・意見書
- 様式 2 参考図書の新着申込書
- 様式 3 第 1 回現地見学参加申込書

用語の定義

用語	定義
本事業	大阪府立高等学校空調設備更新 PFI 事業をいいます。
府	大阪府をいいます。
空調設備	本事業において業務の対象となる空調機器設備、配管設備、自動制御設備、換気設備及びその他の一切の設備等をいいます。
対象校	本事業の対象となる府立高等学校をいいます。
対象室	本事業の対象となる普通教室、職員室及び一部の管理諸室・特別教室をいいます。
整備対象設備	空調設備のうち、本事業において更新及び新設により設置され、事業期間を通して維持管理業務の対象となる設備をいいます。
点検対象設備	空調設備のうち、本事業とは別に設置されている設備で、本事業において法定点検業務（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）に係る点検業務等）の対象となる設備をいいます。
PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいいます。
選定事業者	府と事業契約を締結し本事業を実施する事業者をいいます。
入札説明書等	公募の際に府が公表する書類一式をいいます。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）、様式集、その他必要な文書をいいます。
入札参加者	本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループをいいます。
構成員	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負し、特別目的会社に出資を行う法人をいいます。
協力企業	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負するが、特別目的会社には出資を行わない法人をいいます。
代表企業	構成員の中で応募手続きを行い、府との対応窓口となる 1 法人をいいます。
参加資格確認基準日	入札参加資格審査書類の受付締切日をいいます。
性能基準	事業契約に定める空調設備の性能をいいます。
更新	既存の空調設備の撤去を行い、新たに空調設備を設置することをいいます。
実施方針等	実施方針及び要求水準書（案）をいいます。
選定委員会	大阪府立高等学校空調設備更新 P F I 事業者の選定委員会をいいます。

第1 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

大阪府立高等学校空調設備更新 PFI 事業

(2) 公共施設等の管理者

大阪府知事 松井 一郎

(3) 対象となる事業の概要

府は、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空調設備に関して、府内の高等学校 129 校の普通教室、職員室及び一部の管理諸室・特別教室 3,800 室程度において、老朽化した空調設備の更新等を実施します(対象校及び対象室の数については、確定ではありません)。また、事業期間を通して整備対象設備の維持管理及び点検対象設備の法定点検を行います。

なお、対象校及び所在地は、別紙 1「本事業の対象校一覧」を参照してください。

(4) 事業目的

本事業は、対象室における空調設備の更新及び維持管理等を行うことにより、夏季及び冬季の室温を適温に保ち、生徒に望ましい学習環境を提供することを目的とし、さらに事業実施にあたっては、民間の技術的能力等を最大限に活用して短期間に整備することで学校の公平性を確保するほか、維持管理を含めた効率的な運用でコスト削減を図ります。

(5) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、選定事業者が、自らの資金で設計業務、施工業務、工事監理業務を実施し、設置完了後、府に所有権を移転し、事業期間を通して維持管理業務等を行う BT0 (Build-Transfer-Operate) 方式により実施します。

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日 (2019 (平成 31) 年 3 月を予定) から、2041 年 3 月末までとします。

(7) 事業スケジュール(予定)

空調設備の施工は、3 か年に分けて実施します。具体的なスケジュールは以下のとおりです。

契約締結日	2019 (平成 31) 年 3 月
設計期間	2019 (平成 31) 年 3 月～各対象校における施工開始まで
施工期間	2020 年 4 月～2023 年 3 月末 ※上記の期間中に、全ての整備対象設備を引き渡すものとします。

	※引渡しは、対象校毎、かつ当該期間内の月末毎に行うこととします。
維持管理期間	<p>2020年4月～2041年3月</p> <p>※各年度の整備対象設備の維持管理業務の開始日は、引渡日の次の日からとします。</p> <p>※点検対象設備の維持管理業務の開始日は、当該設備のある対象校の整備対象設備が全て引き渡された日の次の日からとします。</p> <p>※個々の空調設備の維持管理期間は約18年間とし、維持管理が開始された年度から18年後の年度の末日をもって、維持管理業務の対象から外します。</p>
事業終了	2041年3月末

※本事業の遂行に際して、本事業のスケジュールに示す施工期間の中で引渡し完了するよう、対象校の整備順序を計画し、府に提出するものとします。

※事業者は、この整備順序に基づいて、空調設備の整備を行うものとします。ただし、府が対象校の整備年度の変更を求めた場合は、それに従うものとします。

(8) 事業範囲

本事業の対象となる業務の範囲は以下のとおりとします。

① 設計業務

- a. 設計のための事前調査業務
- b. 設計のための対象校の一般図（配置図、各階平面図）作成業務
- c. 施工に係る設計業務（各対象校の設計図書作成等）
- d. その他、付随する業務（設計図書に記載の水準に関するチェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、府が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、対象校との調整も含まれます。）

② 施工業務

- a. 施工のための事前調査業務
- b. 整備に伴う一切の工事（更新の対象となる既存の空調設備の撤去、新たな空調設備の設置、エネルギー関連の設備の整備、デマンド監視装置の適切な設定、植栽その他既存施設等の移設・復元、既存の冷媒の回収・引き渡し等を含みます。）
- c. その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、府が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、対象校との調整も含まれます。）

③ 工事監理業務

- a. 施工に係る工事監理業務
- b. その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象校との調整も含まれます。）

④ 所有権移転業務

- a. 施工完了後の府への整備対象設備の所有権の移転業務

⑤ 維持管理業務

- a. 維持管理のための事前調査業務
- b. 整備対象設備の性能の維持に必要な一切の業務（空調設備を事業期間内に利用できる状態に保つために必要な定期点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等）
- c. 整備対象設備に係る緊急時対応業務（問合せ対応、緊急修繕等）
- d. 整備対象設備の運用に係るデータ計測・記録業務
- e. 整備対象設備の運用に係るアドバイス業務（運転マニュアルの作成、省エネ運用に関する助言等）
- f. 整備対象設備及び点検対象設備の法定点検業務（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に係る点検業務等）
- g. その他、付随する業務（計画書・手順書・帳票等の作成、調整、維持管理記録の提出・報告、セルフモニタリングによる確認・報告、府が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、対象校との調整も含まれます。）

⑥ 所有権移転後の移設等業務

- a. 空調設備の所有権移転後に、対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により空調設備の移設、増設、廃棄等（以下「移設等」といいます。）が必要となった場合の移設等業務

空調設備の移設等業務にかかる費用は、別途に締結する契約に基づき、府の負担とします。

⑦ 府が行う業務

以下の業務は、府が行います。

- a. エネルギー調達・供給業務

空調設備の運転に必要な電気、ガス等のエネルギーの調達、供給は府が行い、その費用は、府が負担します。

(9) エネルギーの種別

空調設備の運転に必要なエネルギーの種別については、選定事業者において電気、都市ガス及び液化石油ガスのいずれかから設定することとします。エネルギー価格、エネルギー供給における安定性及び環境への負荷等の観点から、適切なエネルギーを選択し提案することとします。また、エネルギーは組み合わせて提案できることとします。ただし、各対象校内におけるエネルギー方式は、原則として学校単位で統一することとします。

(10) 選定事業者の収入

次に掲げる費用が選定事業者の収入となります。なお、支払い方法の詳細は、入札説明書等において提示します。

① 設計、施工、工事監理、所有権移転等に係る費用

府は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、設計、施工、工事監理、所有権移転等に係る費用（金融機関等からの借入れ等を行う場合の金利分も含みます。）について、事業契約においてあらかじめ定める額を維持管理期間にわたり選定事業者に分割して支払います。

② 維持管理等に係る費用

府は、維持管理等に係る費用について、事業契約においてあらかじめ定める額を維持管理期間にわたり選定事業者に支払います。

(11) 遵守すべき法制度等

本事業の遂行に際しては、設計、施工、工事監理、維持管理の各業務に関連する法令、条例、規則、要綱を遵守し、各種基準、指針等を本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にしてください。

なお、遵守すべき法規制及び適用・参考にする基準等については、要求水準書（案）を参照してください。

(12) 事業期間終了時の措置

選定事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、事業契約に定める空調設備の性能を満たす状態とします。

なお、事業期間終了時の空調設備の性能は、府が示す要求水準に加えて、選定事業者が提案した事業終了時の性能基準に基づくこととし、その旨を事業契約に規定します。

(13) 実施方針等の変更

実施方針等の公表後における事業者からの意見等又は府内部での検討を踏まえて、実施方針は特定事業の選定までに、要求水準書（案）は入札公告までに内容を見直し、変更することがあります。

実施方針等の変更を行った場合には、速やかにその内容を大阪府ホームページ（第7・5.を参照のこと。以下同様とします。）に掲載し、公表します。

2. 特定事業の選定に関する事項

(1) 特定事業の選定

府は、PFI 法等に基づき、本事業を実施することにより、府自らが従来方式により実施した場合と比較して、効率的かつ効果的に本事業の実施ができると判断した場合、本事業を特定事業として選定します。

(2) 選定結果の公表方法

本事業を特定事業として選定した場合は、評価の内容とあわせて、大阪府ホームページ等に掲載し、公表します。

なお、特定事業の選定を行わないこととした場合においても、同様に公表します。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者選定に関する基本的な考え方

府は、透明性の確保と公正な競争の促進に配慮しながら、参画を希望する事業者から本事業に対する提案を広く公募します。

事業者の選定にあたっては、府が支払う本事業の実施に係るサービス対価の額をはじめ、事業者の設計能力、施工能力、維持管理能力、資金調達能力等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式に付することとして、その旨を大阪府公報に登載し公告します。

また、本事業は、WTO 政府調達協定の対象となる事業であり、入手手続きは「大阪府の物品等又は特定役務の調達手続きの特例に関する規則」及び PFI 法に基づいて実施します。

2. 選定の手順及びスケジュール(予定)

事業者の選定にあたっては、次の手順で行うことを予定しています。

日 程 (予定)		内 容
2018 年 (平成 30 年)	3 月 15 日	実施方針等の公表
	3 月 15 日 ~ 4 月 5 日	実施方針等に関する質問及び意見の受付
	3 月 19 日 ~ 5 月 11 日	参考図書の貸与の申込期間
	3 月 19 日 ~ 3 月 23 日	第 1 回現地見学の申込受付
	3 月 28 日	第 1 回現地見学の実施
	5 月下旬	特定事業の選定及び公表
	〃	入札説明書等の公表
	6 月上旬	入札説明書等に関する説明会の開催
	〃	参考図書の貸与の受付
	〃	第 1 回入札説明書等に関する質問の受付
	〃	第 1 回入札説明書等に関する質問への回答の公表
	6 月中旬 ~ 6 月下旬	第 2 回現地見学の申込受付
	7 月中旬 ~ 8 月中旬	第 2 回現地見学の開催
	7 月下旬 ~ 8 月中旬	第 2 回入札説明書等に関する質問の受付
8 月下旬	第 2 回入札説明書等に関する質問への回答の公表	
9 月中旬	参加表明書及び資格確認書類の受付	
9 月下旬	資格確認結果の通知	
10 月中旬	入札書及び提案書の受付	
11 月下旬	落札者の決定	
12 月下旬	基本協定の締結	
〃	審査講評の公表	
2019 年 (平成 31 年)	2 月上旬	仮契約の締結
	3 月下旬	事業契約の締結

3. 事業者の募集及び選定手続き等

(1) 実施方針等に関する質問及び意見の受付

実施方針等に記載された内容に関する質問及び意見を次の要領により受け付けます。受け付けた質問及び意見については、本事業の実施に向けて活用を図ります。

① 受付期間

平成30年3月15日（木）から平成30年4月5日（木） 17:00 必着

② 提出方法

実施方針等に関する質問・意見書（様式1）を大阪府ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出してください。なお、メールタイトルは「実施方針等に関する質問・意見（企業名）」と明記してください。

意見書のファイル形式はMicrosoft Excel®とします。

提出先アドレスは第7・5.に示す「実施方針等に関する問い合わせ先」を参照してください。

(2) 参考図書の貸与

事業者の参入促進及び本事業に係る理解向上等のため、参考図書を貸与します。

参考図書及び貸し出し手続きの詳細については、別紙3「参考図書の貸与について」に記載しています。

① 申込期間及び貸出期間

申込期間：平成30年3月19日（月）から平成30年5月11日（金）17:00まで

貸出期間：平成30年3月19日（月）から平成30年5月11日（金）17:00まで

貸出時間：9:00から17:00（※12:00から13:00を除く。）

なお、貸与された資料は平成30年5月11日（金）までに返却してください。

(3) 第1回現地見学会の開催

本事業の対象校のうち、一部の対象校について、現地見学の機会を設けます。

なお、具体的な日程、申込み方法等は、別紙4「第1回現地見学会の実施要領及び留意事項」を参照してください。

(4) 入札公告、入札説明書等の公表

特定事業として本事業を選定後、入札説明書等を大阪府ホームページに掲載し、公表します。

(5) 入札説明書等に関する説明会

入札説明書等に関する説明会を開催し、府の考え方を説明します。

なお、具体的な日程、申込み方法等は、入札説明書等において提示します。

(6) 第2回現地見学会の実施

本事業の対象校について現地見学の機会を設けます。

なお、具体的な日程、申込み方法等は、入札説明書等において提示します。

(7) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等の記載内容についての質問を受け付けます。また、受け付けた質問は、

府の回答とともに公表します。

なお、具体的な日程、申込み方法等は、入札説明書等において提示します。

(8) 参加表明書及び資格確認書類の受付

本事業の入札に参加しようとする事業者は、入札に先立ち、参加表明書及び資格確認書類を提出することとします。

なお、参加表明書及び資格確認書類の提出方法、時期、その他必要な書類の詳細等については、入札説明書等において提示します。

(9) 参加資格確認

入札説明書等に基づき入札参加資格の審査を行います。確認の結果については、各入札参加者の代表企業に対して通知します。

(10) 入札書及び提案書の受付

入札説明書等に基づき、入札参加資格審査通過者から入札書及び提案書を受け付けます。

なお、入札書及び提案書の提出方法、時期、その他必要な書類の詳細等については、入札説明書等において提示します。

4. 入札参加者の構成等

(1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、設計業務を行う企業、施工業務を行う企業、工事監理業務を行う企業、維持管理業務を行う企業、その他企業により構成されるものとします。

入札参加者は、事業者決定後、本事業を実施するために、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として、特別目的会社を設立することとします。入札参加者は、あらかじめ構成員の中から代表企業を定め、その代表企業が入札参加手続を行うこととします。

特別目的会社を設立するにあたっては、次の要件をすべて満たしてください。

- (ア) 代表企業は、特別目的会社の出資者のうち最大の出資を行ってください。
- (イ) 構成員以外の者が出資することも可能ですが、構成員以外の者の出資は、特別目的会社の議決権株式の 50%未満でなければなりません（構成員が、事業期間中、特別目的会社の議決権株式の過半数を保有していなければなりません）。
- (ウ) 出資者は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、府の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはなりません。

(2) 構成員等の明示

参加表明書及び資格審査書類の提出時には、入札参加者の代表企業、構成員及び協力企業について明らかにしてください。特別目的会社に構成員以外の法人が出資する場合には、当該法人もすべて明示してください。

(3) 複数業務の禁止

入札参加者の構成員及び協力企業が、第 1・1.・(8) に示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げませんが、同一の事業対象個所（学校単位とします。）における「施工業務」と「工事監理業務」を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはなりません。

なお、「資本面において密接な関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関係のある者」とは、当該企業の役員（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 329 条第 1 項の規定による役員をいいます。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。）を兼ねている場合をいいます（以下同じ。）。

(4) 複数応募の禁止

入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできません。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできません。

(5) 中小企業への配慮

入札参加者は、大阪府中小企業振興基本条例（平成 22 年条例第 57 号）の趣旨に鑑み、中小企業者の受注機会の増大に配慮してください。

(6) 入札参加者の変更及び追加

本事業の入札への参加の意思を表明した入札参加者の変更は、府がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めません。

5. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員は、以下で規定する参加資格要件を、入札参加資格審査書類の受付締切日（参加資格確認基準日）に満たしていなければならず、当該要件を満たしていない構成員及び協力企業を含む入札参加者の応募は認めません。

また、入札参加資格審査書類に事実と異なる記載のある者は、当初から参加がなかったものとみなします。

また、本事業について第 2・6.・(1) で示す選定委員会の委員に、接触を試みた者については、入札参加資格を失います。

(1) 入札参加者の共通参加資格要件

次に掲げる項目に該当する者は、参加グループの構成員にはなれないものとする。

(ア) 法人でない者

(イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人

(ウ) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、PFI 法）第 29 条第 1 項（同項第 1 号に係る部分に限る。（エ）および（オ）e において同じ。）の規定により公共施設等運営権（法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をい

- う。(エ)及び(オ)eにおいて同じ。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない法人
- (エ) 公共施設等運営権を有する者(以下「公共施設等運営権者」という。)がPFI法第29条第1項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実が発生した当時現に当該公共施設等運営権者の親会社等(その法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人としてPFI法施行令(平成11年政令第279号)で定めるものをいう。(キ)において同じ。)であった法人で、その取消しの日から5年を経過しないもの
- (オ) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人
- a. 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - b. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - c. 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - d. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - e. 公共施設等運営権者がPFI法第29条第1項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内に当該公共施設等運営権者の役員であった者で、その取消しの日から5年を経過しない者
 - f. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がaからeまでのいずれかに該当する者
- (カ) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人
- (キ) その者の親会社等が(イ)から(カ)までのいずれかに該当する法人
- (ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- (ケ) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (コ) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していない者
- (サ) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していない者
- (シ) 消費税及び地方消費税を完納していない者
- (ス) 国内に事業所を有しない者にあつては、事業所の所在する国における(コ)から(シ)までに掲げる税に相当する税等に係る徴収金を完納していない者
- (セ) 建設業法(昭和24年法第100号)第28条第3項又は第5項の規定による命令を受けている者
- (ソ) 建築士法(昭和25年法第202号)第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者

- (タ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (チ) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
- (ツ) 大阪府建設工事競争入札参加資格を有する者以外の者で、大阪府入札参加停止要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（参加資格確認基準日において、同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、当該各号に定める期間を経過したと認められる者を除く。）
- (テ) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(ク) に掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（(ク) に掲げる者を除く。）
- (ト) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この告示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）
- (ナ) 本事業についてアドバイザー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。
- ・三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
 - ・株式会社東畑建築事務所
 - ・弁護士法人御堂筋法律事務所
- (ニ) 選定委員会の選定委員又は選定委員が属する法人と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。

(2) 業務を遂行する入札参加者の参加資格要件

① 「設計業務」を行う者の要件

- (ア) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法（昭和 25 年法第 202 号）に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- (イ) 構成員又は協力企業で設計業務を行う企業のうち 1 社は、平成 20 年度以降に、複数系統のマルチパッケージ型エアコンの改修工事に係る設計の実績を有していること。

② 「施工業務」及び「移設等業務」を行う者の要件

- (ア) 構成員及び協力企業のうち施工業務を行う企業は、建設業法（昭和 24 年法第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 構成員及び協力企業で施工業務を行う企業のうち少なくとも 1 社は、管工事について、「大阪府建設工事一般競争（特定調達）入札参加資格」の認定を受けていること。
- (ウ) 構成員又は協力企業で施工業務を行う企業のうち 1 社は、平成 20 年度以降に、複数系統のマルチパッケージ型エアコンの改修工事に係る施工の実績を有していること。

③ 「工事監理業務」を行う者の要件

- (ア) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つものを有していること。
- (イ) 構成員又は協力企業で工事監理業務を行う企業はのうち 1 社は、平成 20 年度以降に、複数系統のマルチパッケージ型エアコンの改修工事に係る設計又は工事監理の実績を有していること。

④ 「維持管理業務」を行う者の要件

- (ア) 維持管理業務を行うにあたって、選択したエネルギー方式での運用に必要となる場合、その資格を持つ者を配置できること。なお、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係があること。
- (イ) 構成員又は協力企業で維持管理業務を行う企業のうち 1 社は、平成 20 年度以降に、複数系統のマルチパッケージ型エアコンを連続して 1 年以上維持管理している実績を有していること。

(3) 参加資格の喪失

入札参加者が、参加資格確認基準日から事業契約締結日までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消します。ただし、以下に記載する要件を満たした場合は引き続き有効とします。

入札参加資格審査書類に明示が義務づけられている者（以下「応募企業」といいます。）のうち、1 ないし複数の企業が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」といいます。）のみ又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」といいます。）と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成員として加えたうえで、入札参加者の再編成を府に申請し、事業契約締結日までに府が認めた場合。ただし、残存企業のみで入札参加者の再編成を府に申請する場合は、当該残存企業のみで本実施方針に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要です。なお、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定も行うこととします。ただし、応募企業のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消します。

6. 事業提案の審査に関する事項

(1) 選定委員会の設置及び基本的な考え方

事業提案の審査は、透明性・公正性及び競争性を確保するため、学識経験者等により構成する大阪府立高等学校空調設備更新 PFI 事業者選定委員会において行います。なお、選定委員名は落札者決定後に公表する予定ですが、本事業について故意に選定委員に接触し、不正行為を行ったと認められる場合は入札参加資格を失います。

(2) 審査の内容

選定委員会においては、事業方針、事業実施体制、各業務に係る事業計画、中小企業との協力体制等について総合的に評価を行い、入札額（本事業に係る費用）とともに、最も優れた提案を行った入札参加者を最優秀提案者として、府へ答申します。

(3) 審査の手順

審査は、第一次審査（資格審査及び実績審査）と第二次審査（提案審査）の二段階に分けて実施します。

① 第一次審査

入札参加者が基本的な参加資格要件及び各担当業務の参加資格要件を満たしているか審査します。満たさない場合は失格とします。

② 第二次審査

第二次審査は、第一次審査を通過した者から提出された提案書類について、落札者決定基準に従い、府が入札価格の確認及び基礎審査（提案書類における要求水準の達成の確認）を行います。その後、基礎審査を通過した入札参加者の提案内容について、定量的評価及び定性的評価を行い、最優秀提案者を決定します。評価方法の詳細や評価の視点については、入札説明書等で提示します。

(4) 落札者の決定・公表

入札参加者から提出された提案書を選定委員会が審査し、最優秀提案者を決定します。府は、選定委員会の審査結果を踏まえて、落札者を決定します。

落札者決定後、速やかに当該入札参加者に対して決定された旨を通知するとともに、大阪府ホームページに掲載し、公表します。

7. 落札者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

府と落札者は、入札説明書等及び提案書に基づき、基本協定を締結します。この基本協定の締結により、落札者を事業予定者とします。

(2) 事業契約の締結

府と事業予定者は、基本協定に基づき府議会の議決を経て、事業契約を締結します。

(3) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に入札参加者がいない場合、又はいずれの入札参加者の提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合があります。特定事業の選定を取り消した場合には、この旨を速やかに大阪府ホームページに掲載し、公表します。

8. 提案審査書類の取扱い

(1) 著作権

提案審査書類の著作権は、入札参加者に帰属します。ただし、大阪府が大阪府情報公開条例（平 11 年条例第 39 号）に基づき応募内容を公表する場合、その他府が必要と認めるときには、府は提出書類の全部または一部を無償で使用できるものとします。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、府による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとします。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととします。

9. 特別目的会社の設立等

落札者が本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として特別目的会社を設立することとします。府は落札者と契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、特別目的会社と事業契約を締結するものとします。特別目的会社は事業契約の仮契約の締結までに設立することを要します。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. リスク分担の方法等

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、府と選定事業者が適正にリスクを分担することを基本とします。

したがって、選定事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には選定事業者が負います。ただし、府が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、府がそのすべて又は一部を負います。

(2) 予想されるリスクと責任分担

府と選定事業者とのリスク分担は、原則として別紙2「リスク分担表(案)」によることとします。具体的内容については、実施方針に対する意見等を踏まえ、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めます。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

府又は選定事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担します。また、府及び選定事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めます。

2. 業務品質の確保

(1) 提供されるサービスの水準

本事業において最低限実施されるべき業務のサービス水準については、要求水準として、要求水準書に提示します。

なお、本事業で選定事業者が提供するサービス水準は、入札説明書等に関する質問に対する回答、入札説明書、要求水準書、実施方針、事業者提案書類、各種標準仕様書等及び設計図書に記載の内容及び業務水準となります。

(2) 事業者による業務品質の確保

選定事業者は、提供するサービス水準を維持改善するため、選定事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施します。

なお、セルフモニタリングは、選定事業者が提供するサービス水準が、空調設備に係る性能基準及び維持管理業務に係る業務水準を満たすことを、選定事業者自らが確認するものであり、府が実施するモニタリングの内容を包含しているものとします。

詳細については、事業契約書において提示します。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

府は、選定事業者が実施する設計、施工、工事監理、維持管理及び移設の各業務につ

いてモニタリングを行います。なお、モニタリングにあたっては、選定事業者が行うセルフモニタリングの結果を活用します。

その方法及び内容等については、事業契約書において提示します。

(4) モニタリング結果に対する措置

府は、府が実施するモニタリングの結果、選定事業者が実施する設計、施工、工事監理、維持管理及び移設等の各業務の水準が業務水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行います。

その方法及び内容等については、事業契約書において提示します。

第4 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 疑義対応

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、府と選定事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従うものとします。

2. 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第5 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

1. 本事業の継続に関する基本的な考え方

本事業の確実な履行を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、府及び選定事業者の責任に応じて必要な修復その他の措置を講じます。

2. 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとします。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- (ア) 選定事業者の提供するサービスが事業契約書に定める業務水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、府は、選定事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとします。この場合において選定事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、府は、事業契約を解除することができるものとします。
- (イ) 選定事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、府は、事業契約を解除することができるものとします。
- (ウ) 上記のいずれの場合においても、府は、事業契約に基づき選定事業者に対して違約金等の支払いを求めることができるものとします。

(2) 府の責めに帰すべき事由の場合

- (ア) 府の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は、事業契約を解除することができるものとします。
- (イ) 上記の規定により選定事業者が事業契約を解除した場合、選定事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとします。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- (ア) 不可抗力、その他府又は選定事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、府と選定事業者は、事業継続の可否について協議を行います。
- (イ) 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、府及び選定事業者は、事業契約を解除することができるものとします。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定めます。

3. 融資機関又は融資団と府との協議

府は、本事業の安定的な継続を図ることを目的として、選定事業者の本事業に係る資金を供給する融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがあります。

第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置

現時点で、府は本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していません。
府は、選定事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力することとします。

2. 財政上及び金融上の支援

府は、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定していません。財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとします。

第7 その他、特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

府は、債務負担行為に関する議案を平成 30 年 2 月定例会に、また、契約に関する議案を平成 31 年 2 月定例会に提出することを予定しています。

2. 情報提供

本事業に関する情報は、適宜、大阪府ホームページに掲載し提供します。

3. 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

4. 入札参加に伴う費用負担

入札参加に要する費用については、すべて入札参加者の負担とします。

5. 実施方針等に関する問い合わせ先

実施方針等に関する問い合わせ先は以下のとおりとします。なお、問い合わせに対する回答については、公平を期すため、大阪府ホームページに掲載し、公表します。

担当 教育庁施設財務課

住所 〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前二丁目 大阪府庁別館 3 階

電話 06-6944-6898

FAX 06-6944-6900

ホームページアドレス http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/ks_kutyou/index.html

電子メールアドレス shisetsuzaimu@sbox.pref.osaka.lg.jp

別紙1 本事業の対象校一覧

No	学校名	所在地
1	北野高等学校	大阪市淀川区新北野二丁目
2	北淀高等学校（淀川清流高等学校）	大阪市東淀川区豊里二丁目
3	大手前高等学校	大阪市中央区大手前二丁目
4	旭高等学校	大阪市旭区高殿五丁目
5	茨田高等学校	大阪市鶴見区安田一丁目
6	清水谷高等学校	大阪市天王寺区清水谷町
7	高津高等学校	大阪市天王寺区餌差町
8	夕陽丘高等学校	大阪市天王寺区北山町
9	港高等学校	大阪市港区波除二丁目
10	市岡高等学校	大阪市港区市岡元町二丁目
11	泉尾高等学校（大正白稜高等学校）	大阪市大正区泉尾三丁目
12	勝山高等学校	大阪市生野区巽東（巽東）三丁目
13	天王寺高等学校	大阪市阿倍野区三明町二丁目
14	阿倍野高等学校	大阪市阿倍野区阪南町一丁目
15	東住吉高等学校	大阪市平野区平野西二丁目
16	平野高等学校	大阪市平野区长吉川辺四丁目
17	阪南高等学校	大阪市住吉区庭井二丁目
18	大阪府教育センター附属高等学校	大阪市住吉区荻田四丁目
19	池田高等学校	池田市旭丘二丁目
20	渋谷高等学校	池田市畑四丁目
21	豊中高等学校	豊中市上野西二丁目
22	桜塚高等学校	豊中市中桜塚四丁目
23	豊島高等学校	豊中市北緑丘三丁目
24	刀根山高等学校	豊中市刀根山六丁目
25	箕面高等学校	箕面市牧落四丁目
26	春日丘高等学校	茨木市春日二丁目
27	茨木高等学校	茨木市新庄町
28	茨木西高等学校	茨木市紫明園
29	北摂つばさ高等学校	茨木市玉島台
30	吹田高等学校	吹田市原町四丁目
31	北千里高等学校	吹田市藤白台五丁目
32	山田高等学校	吹田市山田東三丁目
33	三島高等学校	高槻市今城町
34	高槻北高等学校	高槻市別所本町
35	芥川高等学校	高槻市浦堂一丁目
36	阿武野高等学校	高槻市氷室町三丁目
37	大冠高等学校	高槻市大塚町四丁目
38	槻の木高等学校	高槻市城内町
39	摂津高等学校	摂津市学園町一丁目
40	島本高等学校	三島郡島本町桜井台

No	学校名	所在地
41	四條畷高等学校	四條畷市雁屋北町
42	寝屋川高等学校	寝屋川市本町
43	西寝屋川高等学校	寝屋川市葛原(葛原)二丁目
44	北かわち臯が丘高等学校	寝屋川市寝屋北町
45	枚方高等学校	枚方市大垣内町三丁目
46	長尾高等学校	枚方市長尾家具町五丁目
47	牧野高等学校	枚方市南船橋一丁目
48	香里丘高等学校	枚方市東中振二丁目
49	枚方津田高等学校	枚方市津田北町二丁目
50	枚方なぎさ高等学校	枚方市磯島元町
51	守口東高等学校	守口市八雲中町二丁目
52	門真西高等学校	門真市柳田町
53	門真なみはや高等学校	門真市島頭四丁目
54	野崎高等学校	大東市寺川一丁目
55	緑風冠高等学校	大東市深野四丁目
56	交野高等学校	交野市寺南野
57	布施高等学校	東大阪市下小阪三丁目
58	花園高等学校	東大阪市花園東町三丁目
59	布施北高等学校	東大阪市荒本西一丁目
60	かわち野高等学校	東大阪市新庄四丁目
61	みどり清朋高等学校	東大阪市池島町六丁目
62	山本高等学校	八尾市山本町北一丁目
63	八尾高等学校	八尾市高町
64	八尾翠翔高等学校	八尾市神宮寺三丁目
65	生野高等学校	松原市新堂一丁目
66	大塚高等学校	松原市西大塚二丁目
67	河南高等学校	富田林市錦ヶ丘町
68	富田林高等学校	富田林市谷川町
69	金剛高等学校	富田林市藤沢台二丁目
70	懐風館高等学校	羽曳野市大黒
71	長野高等学校	河内長野市原町二丁目
72	藤井寺高等学校	藤井寺市津堂三丁目
73	狭山高等学校	大阪狭山市半田四丁目
74	登美丘高等学校	堺市東区西野
75	泉陽高等学校	堺市堺区車之町東三丁
76	三国丘高等学校	堺市堺区南三国ヶ丘町二丁
77	鳳高等学校	堺市西区原田
78	金岡高等学校	堺市北区金岡町
79	東百舌鳥高等学校	堺市中区土塔町
80	堺西高等学校	堺市南区桃山台四丁
81	福泉高等学校	堺市西区太平寺
82	堺上高等学校	堺市西区上

No	学校名	所在地
83	成美高等学校	堺市南区城山台四丁
84	美原高等学校	堺市美原区平尾
85	泉大津高等学校	泉大津市北豊中町一丁目
86	伯太高等学校	和泉市伯太町一丁目
87	信太高等学校	和泉市葛の葉町（葛の葉町）三丁目
88	高石高等学校	高石市千代田六丁目
89	和泉高等学校	岸和田市土生町一丁目
90	岸和田高等学校	岸和田市岸城町
91	久米田高等学校	岸和田市額原町
92	佐野高等学校	泉佐野市市場東二丁目
93	日根野高等学校	泉佐野市日根野
94	貝塚南（貝塚南）高等学校	貝塚市（貝塚市）橋本
95	りんくう翔南高等学校	泉南市樽井（樽井）二丁目
96	泉鳥取高等学校	阪南市緑ヶ丘一丁目
97	園芸高等学校	池田市八王寺二丁目
98	農芸高等学校	堺市美原区北余部
99	淀川工科高等学校	大阪市旭区太子橋三丁目
100	西野田工科高等学校	大阪市福島区大開二丁目
101	今宮工科高等学校	大阪市西成区出城一丁目
102	茨木工科高等学校	茨木市春日五丁目
103	城東工科高等学校	東大阪市西鴻池町二丁目
104	布施工科高等学校	東大阪市宝持三丁目
105	藤井寺工科高等学校	藤井寺市御舟町
106	堺工科高等学校	堺市堺区大仙中町
107	佐野工科高等学校	泉佐野市高松東一丁目
108	住吉高等学校	大阪市阿倍野区北畠二丁目
109	千里高等学校	吹田市高野台二丁目
110	泉北高等学校	堺市南区若松台三丁
111	港南造形高等学校	大阪市住之江区南港東二丁目
112	成城高等学校	大阪市城東区諏訪三丁目
113	今宮高等学校	大阪市浪速区戎本町二丁目
114	西成高等学校	大阪市西成区津守一丁目
115	長吉高等学校	大阪市平野区长吉長原西三丁目
116	能勢高等学校	豊能郡能勢町上田尻
117	箕面東高等学校	箕面市栗生外院五丁目
118	千里青雲高等学校	豊中市新千里南町一丁目
119	福井高等学校	茨木市西福井三丁目
120	芦間（芦間）高等学校	守口市外島町
121	枚岡樟風高等学校	東大阪市鷹殿町
122	八尾北高等学校	八尾市萱振町七丁目
123	松原高等学校	松原市三宅東三丁目
124	堺東高等学校	堺市南区晴美台一丁

No	学校名	所在地
125	貝塚（貝塚）高等学校	貝塚市（貝塚市）畠中一丁目
126	岬高等学校	泉南郡岬町淡輪
127	東住吉総合高等学校	大阪市平野区喜連西二丁目
128	和泉総合高等学校	和泉市富秋町一丁目
129	桃谷高等学校	大阪市生野区勝山南三丁目

別紙2 リスク分担表（案）

[リスク分担（案）凡例： ○主たるリスクの負担者、△従たるリスクの負担者]

■共通

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				府	事業者
入札説明書リスク		1	入札説明書等の各種公表文書の誤りや府の理由による変更に関するもの	○	
制度関連 リスク	法令変更 リスク	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○ ※1	
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
		4	消費税および地方消費税に関する変更	○	
	税制変更 リスク	5	本事業に直接影響を及ぼす税制の新設及び変更	○	
		6	上記以外の税制の変更等（例：法人税率の変更）		○
		7	事業管理者として府が取得すべき許認可の遅延	○	
	許認可等 リスク	8	業務の実施に関して選定事業者が取得すべき許認可の遅延		○
		9	政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響	○ ※2	
	社会リスク	住民対応 リスク	10	整備および事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○
11			選定事業者が行う調査、施工に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
環境 リスク		12	選定事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応		○
		13	選定事業者の行う業務に起因する事故、選定事業者の維持管理業務の不備に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
第三者賠償 リスク		14	府の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
		15	計画段階で想定していない（想定以上の）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、および、戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害、維持管理業務の変更によるもの	○ ※3	△ ※3
経済リスク	資金調達 リスク	16	事業に必要な資金の確保		○
	物価変動 リスク	17	設計・施工段階の物価変動（整備費に関するもの）	△	○
		18	維持管理段階の物価変動（維持管理費に関するもの）	△ ※4	○ ※4
	金利変動 リスク	19	整備費の割賦金利の変動		○

■設計・施工段階で発現したリスク

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				府	事業者
測量・調査リスク		20	選定事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
		21	選定事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等に想定し得ない重大な欠陥が発見された場合等	○	
計画リスク	設計リスク	22	選定事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更リスク	23	府の要望による計画・設計条件の変更等を行う場合	○	
工事リスク	工事費増加リスク	24	選定事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		○
		25	府の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	
	工期遅延リスク	26	選定事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合		○
		27	府の責めに帰すべき事由により、契約期日までに整備が完了しない場合	○	
	設備損傷リスク	28	工事により整備対象設備、点検対象設備及びその他の設備が損傷した場合		○
	施設損傷リスク	29	工事により施設が損傷した場合		○
工事監理リスク	30	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○	
要求性能未達リスク	31	工事完了後、府の確認で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○	
技術進捗リスク	32	計画・工事段階における技術進捗に伴い、空調設備の内容に変更が必要となる場合	○		

■維持管理段階で発現したリスク

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				府	事業者
維持管理リスク	業務水準未達リスク	33	選定事業者の行う維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合		○
	性能リスク	34	府が本事業とは別に行った工事等に伴う性能の低下	○	
		35	整備対象設備の通常劣化等による性能の低下		○
		36	既存の配管を用いたことによる性能の低下		○
	設備瑕疵リスク	37	事業期間中に、本事業の工事による整備対象設備、点検対象設備及びその他の設備の瑕疵が発見された場合		○
		38	事業期間中に、本事業の工事によらない点検対象設備の瑕疵が発見された場合	○	
	施設瑕疵リスク	39	事業期間中に、本事業の工事による施設の瑕疵が発見された場合		○
	維持管理費増加リスク	40	府の要因（業務内容、対象範囲の変更指示等）による維持管理費の増加	○	
		41	府の要因以外の要因による維持管理費の増加（不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるものを除く）		○
	設備損傷	42	空調設備の劣化に対して、選定事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の		○

	リスク		損傷		
		43	府の責めにより整備対象設備又は点検対象設備が損傷した場合	○ ※5	
	44	選定事業者の責めにより整備対象設備及び点検対象設備が損傷した場合		○	
	施設損傷リスク	45	府の責めにより施設が損傷した場合	○	
		46	選定事業者の責めにより施設が損傷した場合		○
運営リスク	エネルギーコスト変動リスク	47	エネルギーの単価が変動する場合	○	
		48	空調設備の使用時間が変動する場合	○	
		49	空調設備の性能未達及び想定以上の性能劣化、想定以上の最大需要電力の増加によるエネルギーコストの増加		○ ※6
事業期間終了時の性能リスク		50	事業期間終了時における性能水準の保持		○

【注釈】

- ※1 環境関連の基準変更によって導入機器への要求水準が変更となった場合等、本事業に直接関係する法令の改正等については、基本的に府が負担しますが、選定事業者においても、変更後の要求水準に適合させるための一定の努力を義務づけるものとします。
- ※2 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、選定事業者に追加費用が発生した場合、その費用は府が負担するものとします。ただし、対象校のうち統廃合が行われる学校については、施工期間において新たな年度が始まるまでに府が事業者に対该校を対象校から除外する旨を通知した場合は、当該校分の施工に係る費用を減額します。維持管理の内容又は対象範囲が変更される場合は、変更の内容に応じて、府が選定事業者を支払う維持管理に係る費用を改定（増額又は減額）することを条件とします。
- ※3 不可抗力事由により、府に追加費用その他損害が発生した場合、府は選定事業者に損害賠償請求を行わないこととし、選定事業者に追加費用その他損害が発生した場合または、第三者に損害が発生し府または選定事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを選定事業者の負担、それを超えるものについては府の負担とします。より詳細な負担方法については、事業契約書において提示します。
- ※4 物価変動等に一定程度の下降または上昇があった場合には、調整を行います。より詳細な調整方法については、事業契約書において提示します。
- ※5 「府の責めにより空調設備又は点検対象設備が損傷した場合」には、府の職員、生徒等、教職員、生徒等の保護者等、学校の通常利用者によるものも含まれます。
- ※6 事業期間中に空調機器の性能が、選定事業者の設定する性能を下回った場合（瑕疵又は故意、重過失による業務水準の未達は除く）、選定事業者は一定の期間内に性能低下の回復を図る義務があり、これを怠る場合には、別途支払額の減額措置が課されます。また、これに起因して増加するエネルギーコストは選定事業者が負担することとします。

別紙3 参考図書の貸与について

1. 参考図書の貸与について

事業者の参入促進及び本事業に係る理解向上等のため、参考図書を次のとおり希望者に貸与します。

(参考図書)

- ・平成29年度公立学校施設台帳（全対象校）
- ・既存空調設備に係る図面（過年度の大阪府立高等学校教育環境改善事業の設置分）

2. 申込方法

○申込期間

平成30年3月19日（月）から 平成30年5月11日（金）17:00まで

○申込方法

参考図書の貸与を希望する企業は、府のホームページより、「参考図書の貸与申込書」（様式2）のファイル入手し、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出してください。なお、メールタイトルは「参考図書の貸与申込（企業名）」と明記してください。

○申込先

実施方針本文 第7・5.の「実施方針等に関する問い合わせ先」を参照。

3. 貸与及び返却

○貸出方法

実施方針本文 第7・5.記載の窓口に訪問し、「参考図書の貸与申込書」（様式2）を、押印のうえ、参考図書の受領時に提出してください。府は、当該押印済申込書と引換えに参考図書の貸与を行います。なお、訪問にあたっては事前に府と訪問予定時刻について連絡・調整を行い、約束した時刻に訪問してください。

○貸出期間

平成30年3月19日（月）から 平成30年5月11日（金）まで
貸出時間9:00から17:00（※12:00から13:00を除く。）

○返却期間

貸与された資料は平成30年5月11日（金）までに返却してください。

別紙 4 第 1 回現地見学会の実施要領及び留意事項

実施方針 第 2・3・(3) に基づく現地見学の機会を設けるにあたり、実施に関する要領及び留意事項は次のとおりである。

1. 第 1 回現地見学対象校

四條畷高等学校、桃谷高等学校、天王寺高等学校

2. 現地見学会の実施概要

(1) 対象校における見学日・時間帯

平成 30 年 3 月 28 日 (水)

四條畷高等学校 (所在地: 四條畷市) 10時から11時半

桃谷高等学校 (所在地: 大阪市生野区) 13時から14時半

天王寺高等学校 (所在地: 大阪市阿倍野区) 15時から16時半

(2) 参加申込み方法

「第1回現地見学参加申込書」(様式3)を大阪府ホームページからダウンロードし記入すること。

平成30年3月23日(金) 17:00までに電子メールにて申込みすること。

申込みは、実施方針本文 第7・5. の「実施方針等に関する問い合わせ先」に行うこと。

(3) 見学方法

見学会の当日は、指定された対象校に指定時刻に集合し、見学を開始する。

各対象校間の移動手段は各参加者において手配すること。

指定日及び指定時間以外の見学はできないものとする。

各学校で1つの時間帯に受け入れることができる参加者は原則1社当たり5名までとする。

(4) 見学対象箇所

空調設備の整備を行う対象室内、校舎周り、敷地周り、職員室(集中リモコン設置予定箇所)、分電盤、受変電設備、ガス供給の状況等を見学対象とする。

3. 現地見学会の申込み

(1) 参加申込方法

「第1回現地見学参加申込書」(様式3)により、電子メール(ファイル添付)により申込みを行うこととする。なお、メールタイトルは「第1回現地見学参加申込書(企業名)」と明記してください。

(2) 申込書の記入方法

「第1回現地見学参加申込書」(様式3)には、申込企業(又はグループ)の担当者1名の連絡先等を記入すること。

「第1回現地見学参加申込書」(様式3)には、希望する選択肢に丸印をつけ、見学予定

人数を記入すること。

(3) 現地見学当日の留意事項

- ・ 指定日時を厳守のうえ、現地に集合すること。
- ・ 乗用車で来校する場合、指定された場所に駐車すること。
- ・ 同一事業者から複数名参加する場合は、可能な限り同乗して移動すること。
- ・ 集合場所は、学校から特段の指示のない場合は校舎玄関とする。
- ・ 学校敷地内は全面禁煙である。その他、学校教育活動等に支障のないよう留意すること。
- ・ 見学中は企業名を記載した腕章又は名札等を着用し、学校職員から求められた場合は身分証明書を提示すること。
- ・ 見学時に必要となるものは各自用意すること（資料、上履き等）。
- ・ 見学に当たっては、必ず職員の指示に従うこと。
- ・ 本事業に関連する施設のカメラ等による撮影は可能とするが、生徒個人が特定されるような撮影は控えること。また、撮影した写真等は本事業以外には利用しないこと。
- ・ 現地見学における学校職員の説明は、学校内の施設、設備、敷地等の案内に関する事項のみとする。また、当該学校職員の発言は、本事業における個別の事業条件を規定したり、許可したりするものではない。
- ・ 現地見学時には、本事業の全般や各校の整備条件等に関する質問には答えられない。別途、「実施方針等に関する意見・質問書」（様式 1）に記入し、実施方針等に関する質問の受付期間に提出すること。
- ・ 見学終了時は、職員にその旨を申告すること。